

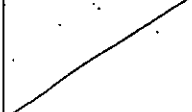
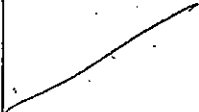





事務局長	事務局次長	監査第一課長	担当課長	課長補佐	主 査	
						

復 命 書

令和5年4月7日

愛知県代表監査委員 前田 貢 殿

監査委員事務局監査第一課

課 長 北 村 健 

担当課長 松 村 健 

主 査 赤 井 慎 

下記のとおり出張した結果を報告します。

旅行期間	令和5年4月7日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
用務先	所在地 名古屋市中央区丸の内1-17-19
	名 称 オリμπア法律事務所
用務名	住民監査請求（政務活動費に係る事務所費及び調査研究費の返還）について
用務の概要	<p>住民監査請求の処理について、川上監査委員に専門的見地からの見解を伺ったところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係人調査への回答がないことをもって、事務所費については支配株主であると推定することはできない。 ・ また、東洋観光株の登記簿には、同社の代表取締役には渡辺議員と渡辺昭氏の2名が就任していることが確認できたことからすれば、登記簿からも渡辺議員が支配株主であるとは、なおさら推定することはできない。 ・ しかし、愛知県議会基本条例第6条は、政務活動費の用途の透明性を確保しなければならないと厳格に規定している。このような規定に、渡辺議員が複数回の調査に応じることなく違反していることは重大であり、この点からすれば、賃貸会社<small>すまじ</small>の支払株主か否かを回答しないため、支配株主であることを認定できず、勧告ができないと解釈することは適当ではない。かつ、渡辺議員が東洋観光株の共同代表とはいえ、長年に渡り代表取締役に就任しており、そこにおいて一応の配当等の実施を含む会社運営に深く関与している事情が認められ、かつ、同6条に違反している以上、渡辺議員が賃貸会社の支配的立場にあることを前提として、勧告に及ぶことを考えざるを得ない。 ・ なお、監査委員は、行政としての執行機関と議会に対し中立を堅持すべきであり、議員活動の独立性の確保の観点からは政務活動費用の用途の是非については言及すべき立場にない。従って、監査委員は、政務活動費が賃料として、どのよ

うに利用されているかについては言及しないものの、議会作成の政務活動費に関するマニュアルについて賃料の支払先について一定の限界を示している以上、この支払先である賃貸人と議員との関係性について言及する必要がある、これを回避すれば住民監査請求における監査委員としての職責を放棄したものとの指摘も受けかねない。

- ・そればかりでなく、対象議員が、政務活動費の支払先である賃貸人に関する確認を拒否することによって、このような住民監査請求を免れることができるということになれば、これを先例とすることは、極めて不適切である。
- ・福岡空港に関する調査研究費については、議員活動の独立性から視察の内容にまで踏み込んで是非等を判断することはできないし、そのような判断をする予定もない。しかし、本件住民監査請求は、渡辺議員が視察に行ったこと自体を否定する旨の前提であるところ、その現地視察自体の有無に関する調査にも応じないということであれば、前記第6条規定違反であることもあり、事務所費と同様、渡辺議員に対し不利益な推定を行わざるをえず、同じく勧告せざるを得ない。
- ・なお、渡辺議員への再調査について、依頼文書が受領されていない状況であるならば、内容証明郵便と特定記録郵便にて再度、直ちに調査を行うこと。

以上